右当事者間の仮処分決定に対する異議控訴事件について、長野地方裁判所が昭和 二四年九月一五日言渡した判決に対し、上告人から当裁判所に対し上告の申立があ つたが、裁判所法第一六条第三号によれば、本件は東京高等裁判所の管轄に属し当 裁判所の管轄に属しない。

よつて、民事訴訟法第三○条により、次のとおり決定する。

本件を東京高等裁判所に移送する。

昭和二五年三月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	Ш	太一	郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	穂	積	重	遠